

諮問第 1229 号
平成 31 年 1 月 23 日

情報通信審議会
会長 内山田 竹志 殿

総務大臣 石田 真毎

諮 問 書

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（平成 27 年総務省告示第 363 号。以下「ガイドライン」という。）は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 128 条第 1 項に規定する他人の土地等の使用权に関する協議に係る認可や裁定の運用基準として機能するものである。

今般、第 5 世代移動通信システムの導入等を踏まえ、認定を受けた電気通信事業者による空中線の設置の更なる円滑化を図るため、ガイドラインの一部を改正することとしたい。

ついては、上記のことについて諮問する。

以上